

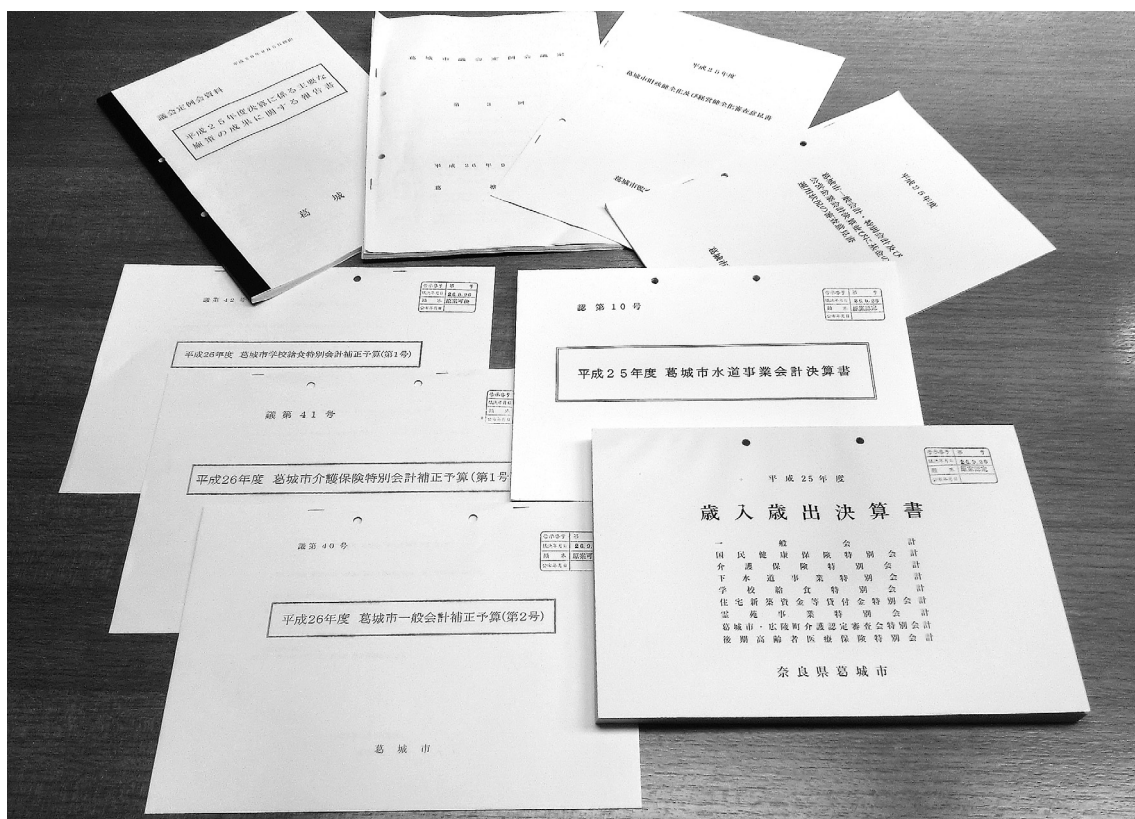
あなたと市議会を結ぶ

かつらぎ

議会だより

No.15

2014年12月1日発行



▲9月議会の議案並びに決算審査資料

9月議会（9月5日～9月26日）議案の審査と結果

7人の議員が一般質問で市政を問う

付託議案等の審査 常任委員会で質疑

25年度一般会計・特別会計決算認定の審査（特別委員会で審査）

11月7日臨時会開催（役員構成）新議長・新副議長が決まる

議会トピックス（市議会議長会で永年表彰、市制10周年記念式典へ参加）

■発行 葛城市議会 ■編集 議会だより編集委員会

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL.0745-69-3001

<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

本会議や委員会の詳しい内容につきましては、市ホームページの「葛城市議会」に会議録を順次掲載します

議案審査

決算認定10議案を含む 23議案を審議

議会審議日程

8月12日 議会運営委員会
25日 議会改革特別委員会
27日 議会運営委員会
9月5日 議会運営委員会

平成26年第3回定例会

9月5日 本会議（議案提案）
9日 本会議（一般質問）
10日 本会議（一般質問）
11日 総務建設常任委員会
12日 厚生文教常任委員会
17日 決算特別委員会
18日 決算特別委員会
19日 決算特別委員会
26日 本会議（議案採決）

議案の主な内容と結果

各委員会への付託議案の審査内容は8ページ～14ページをご覧ください。

報告案件

報第6号 平成25年度葛城市継続費

精算報告書の報告について

（報告のみ）

報第7号 平成25年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
（報告のみ）

報第8号 平成25年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
（報告のみ）

決算認定

平成25年度葛城市各会計決算の認定について

認第1号 一般会計決算
認第2号 国民健康保険特別会計決算
認第3号 介護保険特別会計決算
認第9号 後期高齢者医療保険特別会計決算

以上4議案については、決算特別委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により認定

認第4号 下水道事業特別会計決算
認第5号 学校給食特別会計決算
認第6号 住宅新築資金等貸付金特別会計決算

認第7号 霊苑事業特別会計決算

認第8号 葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算

認第10号 水道事業会計決算

以上6議案については、決算特別委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により認定

条例関係

議第33号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて

る条例を制定することについて

「子ども・子育て支援新制度」により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を新たに市町村認可事業として設けられることとなり、家庭的保育事業者等は、市町村において定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守する必要があるため、本条例を制定するものです。

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第35号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて

「子ども・子育て支援新制度」により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市町村の条例において基準を定めるとされため、本条例を制定するものです。

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第34号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

議第36号 葛城市税条例等の一部を改正するについて

「地方税法」等の改正に伴い、原動機付自転車等の標準税率の引き上げ、平成27年4月1日以後に新規取得される軽四輪自動車等及び平成28年度分からの適用として、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪自動車等について、税率を引き上げる改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第37号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて

「母子及び寡婦福祉法」の改正に伴い、父子家庭が、概ね母子家庭と同様の法律の支援対象として位置づけられることによる法律名の改正により、本条例を改正するものです。

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第38号 葛城市都市公園条例の一部を改正するについて

吸収源対策公園緑地事業による兵家・竹内地区公園整備工事が完了し、本条例に兵家・竹内公園を追加するものです。

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第39号 葛城市宮住宅条例の一部を改正するについて

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴い、中国残留邦人等が亡くなされた後に、その配偶者に対する自立支援を行うことが明確化されたことによる法律名の改正により、本条例を改正するものです。

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

予算関係

議第40号 平成26年度葛城市一般会

計補正予算(第2号)の議決について

総務費では街灯等整備事業補助金の追加、すむなら葛城市住宅取得事業補助金、民生費では障害福祉シテムに係る変更委託料、衛生費では定期予防接種に係る委託料の追加、土木費では新町公園排水ポンプ改修に係る委託料の追加、教育費では学校給食特別会計への繰出金の減額等、地方債では補正により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,112万5千円を減額するものです。

それぞれの常任委員会に関係部分を分割付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

議第41号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

前年度決算に伴い、歳入では繰越

金の追加、歳出では地域支援事業費で講師謝礼の追加、委託料では同額を減額、諸支出金では償還金の追加により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,560万3千円を追加するものです。

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第42号 平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について

「学校施設環境改善交付金事業補助金」として見込まれる補助金の増額、国の平成25年度補正予算で創設された「がんばる地域交付金」の交付限度額が示されたことにより、本交付金を学校給食センター建設事業費に全額充当するものです。補正内容としては、歳入の国庫補助金として「学校施設環境改善交付金事業補助金」の増額分7,969万3千円と新たに「がんばる地域交付金」5億603万7千円の合計5億8,573万円を予算計上し、歳入の繰入金では5億8,537万3千円を減額、歳出では給食システム変更委託料35万7千円を追加するものです。

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決



増田 順弘

防災について

問 今年8月20日未明に広島北部を襲った大雨、また台風8号、11号など西日本を中心に各地で多くの災害に見舞われた。本市においても大きな災害がいつ起こってもおかしくない状況かと思われるが、市の災害対策の体制について。

答 台風11号においては、災害対策本部を、8月24日の大雨警報時には事前配備態勢を敷き対応にあたった。

問 本市の警戒区域について。

答 市内30か所が指定を受けているが今後県と連携を図り、指定区域に意見が反映できるよう協議を重ねる。

問 年々水田が減少し、宅地等に変わっていくことで、今まで充分であった河川においても、能力の低下が予測されるが対策は。

答 市内には県管理の16本の一級河川があり、平成26年度においては12か所、27年度に6か所の堆積土砂の撤去の要望があるが県の予算等の面もあり、本年度は6か所となるが今後とも河川的能力低下がないように

堆積土砂の撤去を県に要望していく。

問 防災マップについて

答 昨年度、より地域に密着したマップを作成するため地域の方々の聞き取りをもとに作成した。

増田 聞き取り調査による危険箇所については、優先順位をつけ、対策を講じていきたい。

問 自主防災において、災害時に援護を必要とする方のリストについて

答 従来は要援護者に登録申請された方のみのリストであったが、25年6月から災害の状況により名簿情報を提供することが可能となった。

問 災害時の情報伝達について、地域担当の市の職員との連携といった体制はとれないか、また市内統一した防災情報伝達ができないか。

市長 44大字での対応は厳しいが、初動期においては、市内15班体制で調査をし、巡回等警戒をしている。今後ともより迅速に住民の皆さんに連絡できるよう取り組む。また、有線放送、防災無線については、近隣

市町村も視野に入れ検討中。

増田 災害は、人の命と財産を奪うものである。市民一人一人の防災に対する意識の向上と、行政としてできる最大限の対策をお願いする。



吉村 優子

防災について

問 8月9日の台風11号の際、大雨による土砂災害の恐れがあるとし、山麓地域の各大字に対し、自主避難として一時避難所である各公民館への避難を呼びかけられた。ただ、たとえば地震の後の一時避難所と違い、土砂災害となれば、地域によっては、公民館に避難することが安全とは言えない。臨機応変の対応が求められる。一時避難所の在り方等、見直しを求む。

答 今回各区と連絡を取りながら開設した。一時避難所で待機していただき、様子を見て、広域避難所へと誘導予定であった。臨機の判断は、個人においても必要。避難所については今後十分検討したい。

問 土砂の崩壊が心配される『平岡の土砂問題』については。

答 災害防止の観点からも指導する。

問 広島県の災害の要因の一つとして土質が『真砂土』であったこと。葛城市の西山もこの真砂土であり、地すべりしやすい、昭和57年にも兄川や安位川に土が流れ込んだこともあ

る。砂防堰堤が建設されたが、土砂がたまり用をなしていないのでは。

答 指摘の梅室の堰堤の土砂の搬出については、管理者の県とも十分確認しながら協議したい。

吉村 自主避難の判断材料ともなる「葛城市の雨量計測値」については、誰でもネットで閲覧できる様、市のホームページに。そして防災の根本となる「山の整備」についても市長答弁の通り、できるだけ努力をお願いしたい。今後も予測のつかない気象はあると考え、これを機に万全の対策を求む。

緊急時の放送について

問 先般の北花内の火災の際、「北花内付近で火災発生」との放送があった。これで本当に消防団員は現場に迷わず駆けつけることができたのか。目標物等明確に伝えるべき。また迷い人の放送に関しても特徴等にとどまらず、氏名も伝えるべきで、声のかけようもない。

答 過去の経緯・個人情報観点から現在に至っている。

吉村 火災の場合、公的機関等目標物を明確にし、初期消火に影響がないよう。迷い人も事故等に遭わない様、人命優先で家族の了解も得ながら、今後検討願いたい。



川村 優子

子ども・子育て支援新制度について

問 平成27年4月から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度。共働き家庭やひとり親家庭の子育て支援をするために葛城市の子育て環境、特に学童保育について尋ねたい。

答 葛城市の学童保育所は各小学校すべてに対応し設置している。現在、幼稚園の4歳児から小学校4年生までを対象として預かっている。保護者が労働等により昼間家庭にいない者に政令で定める基準に従い授業の終了後、又長期休暇などに、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業となっている。

問 葛城市の5つの学童保育所は、5年前のニーズと比べ現在の申込人数、利用状況、施設規模、定員など

はどの様になっているのか。

答 詳細は下表のとおり。

学童保育所名	施設規模	平均利用人数	定員	26年度申込者数	22年度申込者数
新庄	約202㎡	65名	120名	131名	100名
新庄北	約86㎡	42名	60名	70名	49名
忍海	約89㎡	41名	60名	71名	63名
磐城	約217㎡	63名	120名	122名	84名
當麻	約119㎡	34名	60名	70名	45名

川村 学童保育所はその設備及び運営に関する基準に、1児童につき専用区画面積は1・65㎡以上という基準になっている。今後、新庄北小学校の教室の増設予定がある。

もともとは新庄北学童保育所は専用に使われたものではなく、小学校の施設の一部を活用している。学童保育としての必要な設備に関しては十分でない現状。広さに対しては、特に夏休み等の長期休暇のときなどは手狭に感じる。教育委員会と連携していただき今後設備の整備の検討を願う。また葛城市の5つの学童保育所の指導方針を統一し、子ども・子育て支援新制度に向け、計画策定をしっかりとやっていただきたい。

葛城市女性消防団について

問 地域防災計画の中で女性の活用は不可欠であるが、女性の役割や女性消防団についてはどのように考えているのか。

答 女性消防団については近い将来検討している。国も平成27年度概算要求がなされている。そういうものも含めて積極的に活用していきたい。

葛城市の防災会議にも3名の女性の登用を決めた。男性だけでは気づかないところ、女性ならではの細やかな対応は大いに期待している。



岡本 吉司

マンション火災について

問 去る8月5日早朝のマンション火災について、「北花内地内建物火災、消防団員は直ちに出勤願います」この放送では場所がわからない。消防署が119番通報を受信した時は、必ず火事が救急を確認する。火災であれば場所・目標物を聞く事になっている。当日、消防署の体制について、当直者9人、内3人救急出動中。通信業務2人、残り4人でポンプ車1台出動したと聞く、なぜ近隣の消防署に応援要請をしなかったのか、また中高層マンション火災と把握しながらはしご車の要請をしなかったのか。はしご車の要請をしていれば死亡者が出なかったのではと私は悔やんでならない。

答 火災発生後、広域消防本部指揮支援隊へ火災発生を連絡した。基本は消防署から本部支援隊へ連絡する覚知階段では中高層マンション火災との通報であった。出動時に火災マンション付近に電線の障害物がある状況であり、はしご車の対応は無理と判断し要請しなかった。

問 現場には指揮隊員がおりマンション火災である事は周知しているはずである。道路幅員16メートルあり道路は広い。電線があるからのはしご車の要請はしなかったは理由にはならない。近隣市町村では道路が狭い場所でも中高層のマンションの場合、出動し火災鎮圧を行っている。

今回のマンション火災で建物内に居住者がいるか消防署は把握できていなかったのでは。また、避難誘導ができていない。本年4月よりの県消防広域化とは。今回の火災現場の場合は広域消防の活動が期待されたはずであるが。

答 踏み込んだ答弁はできないが葛城市の長として、まず現場でいち早く鎮火、また要救護者の救出避難誘導等は大変重要なことである。今後は首長として適切な対応を指示し、全精力を傾けて取り組むよう要望する。

岡本 今後の対応について

今回の火災で一番に火災場所を的確に消防団員に知らせることが大事であった。また、宿日直者が囑託職員であり、地理に精通していなかった。緊急時の対応等は職員でないと無理と思われるため、今後の宿日直者は職員で対応すべきと考える。



阿古 和彦

地球環境にやさしい自治体 葛城市を目指して(パート12)

問 洞爺湖サミットの前年の平成19年12月議会の一般質問で、「温室効果ガスの増加による地球温暖化問題」を取り上げ、「次世代に安全な地球環境を残すためにも、葛城市として早急にできることから取り組むべき」と提言をして7年目、今回で12回目の一般質問となります。様々な議論の中で平成26年度より家庭用の太陽光パネルの設置事業について補助金制度が実施されましたが、補助申請の状況と今後の広報活動は。

答 9月1日現在で太陽光発電は16件、燃料電池は3件の申請で合計19件である。広報10月号で再度掲載し、1件でも多くの申請をしていただければいい。

問 遊休地、遊休農地を活用した太陽光発電について固定資産税等の軽減措置は。

答 遊休農地の活用には農地法の関係もあり利用促進については、農業団体、また農業委員会と協議させていただきたい。農地転用をすれば、

農地課税から雑種地課税となる。

問 平成26年5月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー」電気の発電の促進に関する法律」が施行され、その中では第一種農地の転用も条件付きで認める規制緩和等があり、荒廃した農地の減少と農家所得の増加を目的とした法改正が行われています。葛城市として、農地から雑種地に課税を変えない方向性があるのでしょうか。

答 6月1日に施行になった法律なので、まだまだ情報不足であり、行政がどのようにかわっていくかも踏まえて勉強していきたい。

阿古 9月3日に気象庁の異常気象分析検討会会長の木本東京大学教授は記者会見の中で「8月の西日本太平洋側の雨量が、1946年統計開始以来の記録であり、30年に一回以下の異常気象に当たるとしながらも、原因となった大気の流れは珍しくなく、近い将来に豪雨が起きる可能性があり、産業活動で排出される二酸化炭素などによる地球温暖化の影響であり、これから益々顕著になる。」と指摘しています。次の世代に安全な地球環境を遺せるように、今の私達の世代が全力で取り組まなければなりません。



朝岡 佐一郎

まちづくり施策について

朝岡 最近配布された「葛城市みどりの風の会」発行のチラシについて、掲載されている内容では今後のまちの財政が悪化し、「道の駅」事業の実施も地すべり指定地域が隣接している等問題を指摘しているが、市民に不安を募らせる記事を記載されている。誠に遺憾である。各所管の見解を求めてまいりたい。

問 財政力は良好であるか。積立金は事業の停滞で積み立ててあるのか。

答 早期健全化基準を大きく下回っている良好な状態で県下12市の中でも優良な状態であり経常収支比率も県下12市の中で最も良好な状況を維持しております。積立基金の推移も事業の停滞ではなく国・県からの補助金の獲得や施設の維持管理等での長期継続契約カテゴリーごとの一括契約など経年的な経費削減の積み重ねによるものであると認識しております。事業等借入金はい前に借り入れた起債は償還により年々減少やがて完済を迎えるわけで財源を精査する中、地方交付税算入の状況も視野

に入れて財政運営を行うわけで、全国の全ての自治体は国の地方債計画の中で位置づけられました起債を活用しながら運営を行っております。

問 「道の駅」事業地域は地すべり指定区域であるのか。

答 奈良県の砂防指定区域ではありませんが、県砂防課と十分な協議をいたし万全な対策を行います。地すべり指定地域については国土交通大臣が指定する事になっており、市内ではどの地域も現在指定はされておられません。違法盛り土の安全対策については、県で実施する崩壊部分の解消と、市が実施する公園整備は吸収源対策公園緑地整備事業で約5万平方メートルを予定しており、現在測量設計委託業務を発注しています。県砂防課は現在基本設計に着手しており詳細な打合せを始めております。新・道の駅と吸収源対策公園緑地整備事業は一体化事業ではなく全く別事業で進めております。新・道の駅事業は当初計画どおり約3万2千平方メートルであります。

問 管理会社の設立時期は。

答 現在定款の作成や運営計画の作成に取り組んでおり開業一年前の設立を予定されておられます。設立前には直売所等出荷者の募集を進めます。



白石 栄一

新道の駅建設事業について

問 農産物直売所等、商業施設の内容、面積など、最新の計画は。

答 1階部分2,300㎡は、農産物直売所等の観光交流センターが1,100㎡、惣菜弁当等の加工所が240㎡、アンカーショップやチャレンジショップ等の面積は960㎡。2階部分800㎡は事務室等である。

問 平成23年10月提案の商業施設の総面積は1,585㎡で1.5倍に、農家レストラン等の提案型事業は265㎡で3.6倍に増えている。なぜ増やす必要があるのか。

答 いかにか人が集まるか、賑わいのあるものにするか協議を重ねてきた。

問 大幅な変更だ。基本方針が変わったのか。

答 基本方針は踏襲しているが、現在も協議している状況である。

白石 当初は、地元農産品や加工品の直売が8億5千万円の売り上げの7割、約6億円だった。ところが、施設の面積を見ても、県内産の特産品等を大幅に扱い利益を上げようという方向に変わってきている。

問 産業観光部長は、施設の規模は1階が2,300㎡、2階が800㎡になると答弁している。都市整備部の事業計画はどうなるか。

答 当初から都市再生整備計画事業（旧まち交）で変更はない。施設規模の拡大は平成27年度に事業計画の変更を行う予定である。

問 前任の都市整備部長は3月議会的一般質問で「公園事業で用地買収したことは間違いないか」と問われ、「公園事業です」と答弁し、「道の駅の施設は、都市公園法等に定める売店や飲食店等に該当する。新たに購入した違法盛土の4万2,990㎡も合せて一体的に管理し、事業を進める」と、公園事業だと言っている。市長もこの答弁を補強する答弁をしている。間違っていたのか。

答 公園事業という発言は間違いであると認識している。

問 市長も副市長も同じ認識か。

答 市長、副市長に説明している。

問 大変なことだ。前任の部長は都市公園事業で用地を買収しています、2%の建ぺい率をクリアできま

答 改めてお詫びをしたい。ただ、当初から、まちづくり交付金事業で進めているのは間違いない。

閉会中の

委員会報告

議会運営委員会 報告

8月12日開催

審査の内容は、8月12日に開催された議会全員協議会の中で、9月1日の発行を予定していた「議会だよりナンバー14」の一般質問のコーナーに、個人を特定できるような記載があることについて、また今後の「議会だより」の編集のあり方について、議会運営委員会で協議願いたいという意見があり、同日に急遽、委員会を開催し、本委員会として、どのように取扱うべきか協議した。委員からは、「議会だよりを発行するに至っては、議会改革特別委員会が決定された経緯があるので、議会改革特別委員会でご協議願いたい。」という意見があり、本委員会としては、議会改革特別委員会でご協議願うことと決定した。

議会改革特別委員会 報告

8月25日開催

運営委員会の報告にあった、議会だよりの件について協議し、委員からは、「該当箇所については、本会議の一般質問の中で議員が発言している内容であり、議事録にも記載されているので、議会だよりにそのまま記載することについては問題がない。」という意見や「本会議で発言された事であっても、議会だよりに記載するにあたっては、出来るだけ個人を特定できるような内容は控えるなど、一定の基準を設けるべきである。」といった意見など様々な議論があった。

協議の結果、議会だよりナンバー14については、該当箇所はそのままで行することとしたが、9月1日の発行は日程的に間に合わないため、来月10月1日の発行とすることになった。

最後に、委員から、県内各市の議員報酬や政務活動費について調査し、今後の委員会の協議案件として、議論していかなくてはどうかという意見があったことから、この件については、今後の委員会の議題として議論を重ねていくということになった。

※一般質問の内容については本人の責任において会議録を要約したものです。

9月定例会

総務建設常任委員会 報告

9月11日開催

付託された4議案及び、本委員会の調査案件について審査しました。

議第36号「葛城市税条例等の一部を改正することについて」

問 法人市民税均等割の減額及び軽自動車税の増額による影響額は。

答 法人市民税は、2,500万円の減額となるが、その減額は普通地方交付税の措置を受けられる。軽自動車税は、バイクで510万円、新規の軽四輪で260万円増額見込みだが、経過年分の増額は把握できていない。

討論なし。



議第38号「葛城市都市公園条例の一部を改正することについて」

質疑、討論なし。

議第39号「葛城市宮住宅条例の一部を改正することについて」

質疑、討論なし。

議第40号「平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について」

問 すむなら葛城市住宅取得事業補助金の内容を詳細に説明願いたい。

答 現在、本市の人口は微増傾向にあるが、2040年には人口減に転じることが予測されるため、長期的な視野に立ち、本市への定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的として本事業を実施するものである。補助対象は、本年10月1日以降に転入された方が住宅を取得し、居住する部分の延床面積が55㎡以上で、登記がなされたものに対して、新築住宅に2万円、中古住宅に1万円をそれぞれ補助する。また、この事業は、市内転居や建替えをされる方に対しても補助を行う。

問 事業実施を決定する前に、より効果的な施策をもつと議論するべきではなかったのか。

答 本市の合併10周年を一つの起点にし、市民から預かった税金をいかに市民へ還元するかを考える立場から、高齢化の進行及び納税者人口の

減少を抑えるため、できる限り若い世代に本市に住んでいただき、様々な世代が共存できるまちを目指すべく、近隣市町村に居住している人達に対して葛城市への定住という選択肢を与えるための事業として実施するものである。

討論なし。

本委員会の所管事項の調査

「地域活性化事業 新道の駅建設事業について」

現在計画している施設の概要については、「1階部分には農産物の直売所や農家カフェ、物販、チャレンジショップ、飲食スペース、牛乳殺菌処理加工施設等で約2,300㎡、2階部分については、事務室、多目的室等で800㎡を計画している。」という報告があった。次に、用地買収の進捗状況については、「未買収の用地が3件と移転補償が1件あったが、現在、これらについてはすべての方に内諾を頂き、道の駅に関する用地交渉は整い、開発面積については、3万2,811㎡となり、今後、開発協議を進め、順次、建築の詳細設計を行い建築確認申請をする。」という報告があった。

問 道の駅の事業手法については、都市再生整備事業でいいと言われているが、平成26年の3月議会で「南側の盛土と合わせて都市公園事業で行う」と答弁されている。そして、今回の報告では「都市再生整備事業で公園事業ではない」と答弁されているが、何故か。

答 当時の部長が都市公園事業と答弁したことについては、改めて修正してお詫び申し上げる。今後については、都市再生整備計画事業、旧のまちづくり交付金事業でしっかり事業を進め、何よりも、市民のためのこの事業を早く完成することが我々に課せられた責務であると認識して頑張つてまいりたい。

「尺土駅前周辺整備事業に関する事項について」

「今年度は、予算計上を見送り、用地買収に専念した結果、地元役員の協力もあって交渉が難航していた地権者から、程なく同意を得られるまでに至り、他にも4件の方と代替地が決定し、間もなく契約を得られる見込みとなる等の成果を得られた。」という報告を受けた。

問 繰越額に含まれる工事費は、用地費に組み替えることができるのか。

【答】 工事費として繰越をしているので、用地費に組み替えることはできず、工事費として執行しない場合は、不用額として処理する。なお、橋梁工事分の繰越明許費を平成25年度当初予算として1億1,520万円組んでおり、擁壁及び街灯の基礎工事のため2,524万円を執行したが、残りの8,996万円は不用となった。

「行財政改革に関する事項について」

「新市建設計画を見直すべく、8月に各課からヒアリングを行い、現在この結果に基づいて財政計画を検討しており、12月議会にて上程させていただきます。」との報告を受けた。

「公共バスの運行について」

「去る6月9日の奈良県地域交通改善協議会において奈良交通が、9月30日をもって当麻・新庄線の廃止を表明したことから、市内全域の運行体制が整うまでの間、奈良交通の協力を得ながら市の公共バスとして運行することになった。今後は、市内公共交通ネットワークを再検討し、市民皆様が必要としておられる

ネットワークを構築していく予定である。」との報告を受けた。



▲葛城市公共バス

厚生文教常任委員会 報告

9月12日開催

付託された7議案及び、本委員会の調査案件について審査しました。

議第33号「葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて」

【問】 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられるということであるが、認定申請、及び認定事務はどのように行うのか。また、新制度導入後の利用者負担額は、どうなるのか。

【答】 来年度より、認定区分が設けられることになり、10月には来年度の

保育所の入所募集の予定をしているので、認定申請についても保育の入所申請と同時に受付をさせていただく予定である。認定事務については、国の定めに基づき、審査をさせていただくことになるが、審査にあたつての保育を必要とする事由については、今まで葛城市で入所受付をしていた内容と、ほとんど変わっておらず、申請を受けてから本市の方で、それぞれの区分の認定要件に当てはまるかどうかを、客観的に審査をさせていただき、その後、認定証を保護者の方に送付させていただく予定である。利用者負担額については、公定価格として、国の方から示されることになっており、今のところ仮として国から示されている内容では、現状と変りがないが、今後、国から示される数字をもとに検討していきたいと考えている。

討論なし。

議第34号「葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて」

【問】 家庭的保育事業や小規模保育事業C型、及び居宅訪問型保育事業について、保育担当職員としての国の基準、並びに市の基準は、家庭的保

育者ということであるが、この認可基準で、安全・安心な保育を行うことができるのか。

【答】 家庭的保育者については、基礎研修として、講習等が21時間と実習2日以上、また保育士以外の方については、基礎研修に加えて認定研修を受講することとなっている。認定研修は、看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者1年以上の方については、講習等が40時間、実習が48時間、また、経験のない家庭的保育経験者1年未満の方については、講習等40時間、実習48時間に加え、さらに実習20日間の認定研修を受けていると聞いているので、家庭的保育者という基準でも、安全・安心な保育を行うことができるかと認識している。

討論なし。

議第35号「葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて」

【問】 本条例における、1学童あたりの定員の基準については、国の基準のとおりとなっているが、経過措置が設けられている。今後、経過措置のあいだに、基準を満たすため、どのように対応していくのか。

【答】 現在、本市においては、1学童あたりの定員は60名で運営しており、国の基準である、定員40名となると、待機児童が出るため、条例制定にあたり、経過措置を設けている。現在、毎年、新年度に向けての募集期間内に入所希望されている方に関しては、全員、4月には入所していただいているが、募集を締め切った後に、入所希望される方については、日々の出席率等を勘案し、弾力的な受け入れを行うことで、待機児童の解消に努めている状況である。経過措置については、来年度から5年間の計画策定の間に、条例に基づいた運営をしていけるようにしていきたいと思っています。今後、他の市町村と比較して、葛城市は、学童保育に預ける保育料が安いということなどについて

も考えさせていた
大きなが
ら、学童
保育全般
また保育
所・幼稚
園等のあ
り方、放
課後児童



▲新庄小学校区学童保育所

のあり方全般の問題なので、出来るだけ早く答えを出して、子どもを預けてもらえる体制作りを考えたい。

討論なし。

議第37号「葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」

質疑、討論なし。

議第41号「平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について」

討論なし。

議第42号「平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について」

【問】 歳入の国庫補助金『がんばる地域交付金』として5億603万7千円が計上されているが、その内容は。

【答】 平成25年度の国の補正予算第1号に係る『がんばる地域交付金』については、対象となった、ごみ処理施設整備事業など8事業についての地方負担額に基づいて算出された国の交付金である。そのうち、ごみ処理施設整備事業により算出された、『がんばる地域交付金』は3億9,9

00万円であり、本来であれば、この交付金は、ごみ処理施設整備事業における設計変更等によって新たに増えた市の負担分、3億8,600万円に補いたいところであったが、『がんばる交付金』は、今年度中に完了する事業に充当しなければならぬ交付金のため、今回は、学校給食センター建設事業に交付金全額を充当することになった。

討論なし。

議第40号「平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について」

【問】 社会福祉費の中の委託料として障害福祉システム変更委託料129万6,000円が計上されているが、その内容は。

【答】 県が10月より、精神障害者の医療費助成の拡充として、精神障害者保健福祉手帳1級、及び2級の所持者を対象として、入院・通院した際の医療費を助成する制度を開始することを示したことにより、この制度改正のためのシステム改修費を計上。なお、改修費用の2分の1については、県からの補助金となる。

【問】 児童福祉費のBPFアシリテーター養成講座実施委託料の内容は。

【答】 BPPプログラムとは、はじめて子どもを育てる母親とゼロ歳の子どもが一緒に参加するプログラムのことで、そのプログラムを決められた実施計画に基づいて企画し、実施していくのが、BPFアシリテーターであり、ファシリテーターの確保のため、定員20名の養成講座を実施する委託料として、110万円を計上。子どもを持つ母親と子どもがBPPプログラムに参加いただくことで、育児不安や孤立感を解消し、子どもの虐待予防にもつながると考えている。

討論なし。

本委員会の所管事項の調査

「新クリーンセンター建設にかかる諸事業について」

建設予定地の工事状況については、「造成擁壁の工事を行っている段階である。また、敷地を拡大する南側部分の木の伐採や造成はすでに完了し、敷地内に残っていた既存のリサイクルセンター施設についても、8月に解体が終了しており、現在、敷地周囲の擁壁の一部を作っている。」という報告があった。次に、自然公園法の許可の関係については、「県と許可申請の添付資料について最終

調整を行っており、それが済み次第、本申請を早急に行う予定である。」という報告があり、最後に、クリーンセンターにかかわる県を相手取った裁判の経過についても報告を受けた。

「葛城市学校給食センターについて」

ハード面については、「7月17日に起工式を終え、8月の最終週からは、現場の基礎杭を打ち始めている。」という報告があった。

ソフト面については、「これから給食業務等の委託業者の選定を行っていく過程で、プロポーザルの審査基準となる評価項目について、保護者からの要望を反映するため、PTA役員の皆さんに説明をさせていただき、評価項目について、要望書として回答をいただいた。保護者に対しては、食物アレルギー対応説明会及び意見交換会を開催し、説明をしており、給食センターの職員への意向調査の実施については、アンケート調査表を7月に回収し、現在、個別面談の日程を調整している。」という報告があった。また、地産地消の取り組みの現状と今後の予定についても報告があった。なお、今後の予定については、「現在、業務委託に向けての仕様書を作成中である。今

後、給食業務を委託する業者選定に着手させていただきたいと考えているので、給食業務等の委託審査委員会を立ち上げさせていただきたいと考えている。」という内容であった。

決算特別委員会 報告

9月17日18日19日開催

◎西井 覚 ○赤井佐太郎

内野悦子 川村優子 増田順弘
岡本吉司 吉村優子 白石栄一

◎は委員長、○は副委員長を示す。

【第1号】「平成25年度葛城市一般会計決算の認定について」

歳出

（総務費）

問 平成25年度における職員の有給休暇の取得率と取得率向上に向けてどう取り組まれたかを教えてほしい。

答 有給休暇の取得日数の平均は、7日間で、取得率は17・9%であり、前年度と比較し、0・2%上昇した。休暇取得に当たっては、平素から各課の管理職自らが取得するよう、促すとともに、一部の職員に業務が集

中しないよう、休暇取得しやすい環境づくりに努めている。また、昨年度から夏季休暇の日数を3日から5日に増やしたが、行事参加による代休取得の影響等により、有給休暇の消化につながってない。今後は、これらの問題について検証し、改善していきたい。

問 職員の休暇取得が困難なのは、適正な人員配置が出来ていないのが原因ではないのか。

答 適切な労働時間、勤務内容を精査し、職員が対応しなければならぬものか、嘱託職員またはアルバイト職員等でも対応できるものかを仕分けした上で、どれぐらいの人員が必要かを算出し確立する必要があると考えており、今後、ヒアリングあるいはアンケート等により統計をとって、方針を決めていきたい。

（民生費）

問 新緊急通報システムの効果は。

答 新システムは、希望者に対してモバイル装置を付けることができ、また、貸与者の安否等を確認するために、センターから月に1回、連絡があり、貸与者を見守ることで、旧システムより、良いものであると評価している。



▲緊急通報装置

（衛生費）

問 生活環境影響調査業務委託料、及びダイオキシン類検査業務委託料の調査の内容は。

答 生活環境影響調査は、大気汚染による文化財等への影響調査で、奈良大学の文化財保存科学研究室に委託し、當麻寺の西塔、及び竹之坊、當麻クリーンセンター、當麻庁舎、博西神社の5か所において、二酸化硫黄と二酸化窒素、塩化物イオンについて、毎年度、年間を通じて調査している。また、ダイオキシン類の調査は、毎年度、當麻クリーンセンター他5か所の土壌調査だけであったが、平成25年度においては、地元からの要望もあり、大気質調査も當麻寺他5か所で、11月と3月に一週間ずつ行った結果、環境の数値では問題がなかった。現在、當麻クリーンセンターは稼働していないが、稼

働していない状態でどのような状況かを確認し、今後、稼働した後も調査を続けていきたいと考えている。



▲大気質調査

（農林商工費）

問 新庄地区、及び當麻地区の情報伝達方式の違いによる負担の解消についての取り組みは。

答 市内の全1万3千世帯にデジタルの無線放送を無償貸与した場合の費用を見積もったところ、8億円から9億円と非常に多額の費用がかかるため、他の方法を模索しているところである。

（土木費）

問 事業執行に必要な用地の補償費はどのように算出されているのか。また、事業費の繰越及び執行率が低いことの原因は。

答 用地補償の算定は、田または宅地等の地目、土地の形、前面に接する道路をもとにした補正計数によ

り、公示価格も参考にしながら、鑑定価格を算出し、その金額で用地買収を行っている。尺土駅前周辺整備事業の土地は、駅前の利便性により、他の土地と比較して少し高くなっている。繰越等の原因については、主に用地交渉が進まなかったこと等が考えられる。新市建設計画による多くの事業を遂行してきたが、事業計画としては厳しく事業の未執行により、不用額が出る結果となった。しかし、合併特例債の期間が延長され、特例債等の有利な財源を利用することにより、市民サービスの維持向上の観点から財政負担が違うため、事業を執行させていただいてきた。今後は、不用額が出るのではないよう、また、繰越しをせず年度内の完成に向けて、事業の遂行に鋭意努力していかねばならないと考えている。

（消防費）

消防費については、委員会条例の規定により、参考人として奈良県広域消防組合の職員に出席いただいて、審査をした。

問 救急車や消防車が通れない各大字の道の把握は、できているのか。また、通れない道について、今後どうしていくのか。

答 救急車や消防車が通れる道、通れない道の状況は、消防署で把握できている。出勤前には、地図等を確認し、安全第一を考慮した上で、狭い道ではなく、広い道を通り、現場へ出動する体制をとっている。また、道が狭い場所についても、消防署の方で、防火水槽や消火栓、また近隣のため池等を活用して消火を行う体制を整えていただいている。今後のまちづくりを考えていく上でも、狭い道路をどうしていくということはないことだと思っている。

（教育費）

問 図書館の図書購入事業について、新規図書は、どのような基準で購入しているのか。また、新書の購入後市民への広報はどのように行っているのか。

答 新規図書の選定については、『最良の書を最大多数の市民に最小の経費で』という方針で、限られた予算の中、なるべく利用者のリクエストに応えつつ、バランスを考えながら選定をしている。また、購入にあたっては、図書館の職員全員で購入リストに目を通し、協議した上で、購入している。新書の広報について

は、現在、児童書に関しては、新書が入ったことや、今度はこのテーマを集めてみた、というような企画などを図書館において行う等、広報している。今後は、大人の一般書に関しても、細やかな配慮を持って広報・宣伝し、一人でも多くの方に本を読んでいただけるよう、また、来館していただけるよう、努力してまいりたい。



▲図書館新書コーナー

歳入

問 市税の調定額の内訳について、前年度と比較すると、個人市民税については、増えているが、法人市民税・固定資産税については、減っている。これらの要因について、どのように考えているのか。

答 個人市民税については、特徴推進事業によって、特別徴収の納税義務者が前年度より増えた。一方で、給与所得者の所得が、かなり減少したため、特別徴収の調定額としては、

前年度より減少している。しかし、株などの譲渡所得が増えたことにより、普通徴収の調定額が増えた結果、個人市民税全体の調定額は、増加している。法人市民税の均等割・法人税割は、ともに前年度より調定額が減少している。均等割については、事業所等の従業員数の減による法人号数の変更などが要因であり、法人税割についても、国の税率改定により、法人税の全体的な額が減少したことや、大手の法人において均等割しか入っていないことが要因である。

固定資産税の土地については、特定市街化農地の宅地並み課税の減額措置の4年目ということで、評価額の減額幅が減少されたことに伴う、課税額の増加があったが、地価の下落による時点修正率の変更があったことにより、減少があった。

家屋については、新築家屋の増加により、調定額が増加となっている。また、償却資産においても、依然、企業の新規の設備投資が低調なことにより、市内の大手企業も設備投資が進まなかったことにより、調定額が減少しており、固定資産税全体としては調定額が減少している。

総括質疑

問 平成26年10月で合併10周年を迎えるにあたり、葛城市が誕生してから平成25年度末時点までの10年間の財政推移、及びそれに対する評価、また、これからの財政の見通しについてお伺いしたい。

答 合併以降10年間の財政推移について、実質収支においては、10年間の前半は、国の三位一体の改革などによる交付税の縮減や国庫補助負担金の縮減等の影響を受けた結果、基金を取り崩した中での黒字となっていたが、後半は、財政状況は好転し、基金を取り崩すことなく、決算を迎えている状況である。これについては、経常的な一般財源である依存財源の普通交付税などが年々、増えてきたことに加え、『地域活性化・生活対策臨時交付金』『緊急雇用創出事業』『ふるさと雇用の再生特別基金事業』『地域の元氣臨時交付金』など、これまでの国の政権交代等による支援施策にも助けられていることも要因の一つであると考えている。なお、基金積み立てについては、平成16年度は、普通会計ベースで、36億1,600万円余りであったが、平成25年度末においては、49億8,100万円余りとなっており、地方

債残高については、平成16年度は、121億円余りであったが、平成25年度末では、合併特例債等の起債も増えてきた関係で、140億円余りとなっている。また、財政指標である経常収支比率、実質公債費率においては、ともに現在、県内12市の中でも優良な状況で推移させていただいているところであるが、国の施策が変わってくることを鑑みると、今後の見通しについては、これからの新市建設計画の遂行に向けて、もてる財源を効率よく運用していけるよう、気を引き締めて、取り組んでいかなければならないと考えている。

賛成と反対の討論あり。



▲決算特別委員会の様子

認第2号「平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について」

問 特定健康診査の受診率向上のため

めにとどのような取り組みをし、成果をあげることができたのか。

答 保健師や看護師を臨時雇用し、電話での受診継続勧奨や未受診者への受診勧奨を実施した。電話勧奨を行う日数や回数も、前年度に比べて多く実施した。その賃金として、平成24年度51万3,000円に対し、平成25年度は78万9,300円と増額となった。集団検診の実施日数についても、平成24年度10回に対し、平成25年度については16回と、受診しやすいように回数を多くした。また、健診結果により治療の必要な方については、保健師から訪問等行い重症化等にならないよう、予防や治療につなげている。

今後どのように整えていくのか、検討課題であると思っている。

賛成と反対の討論あり。

認第3号「平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について」

問 特別養護老人ホームの待機者や老人保健施設の施設整備の現状は、どうなっているのか。

答 特別養護老人ホームの待機者については、今年の8月に調査した結果、待機者は、95名で、そのうち、自宅で待機している方が50名、残りの

決算特別委員会報告

45名については、老健施設やグループホーム等の施設に入所している方

である。また、老人保健施設の整備

状況については、平成26年4月現在

で、県内には47施設があり、4、1

43人分のベッドがある。平成26年

度中の新規開設の予定については、

橿原市で1か所80床、生駒市で1か

所20床となっており、葛城市では、

1か所80床が増設される。平成27年

度以降においては、橿原市で1か所

80床、桜井市で1か所80床と葛城市

で1か所80床が予定されている。

賛成と反対の討論あり。

認第4号「平成25年度葛城市下水道

事業特別会計決算の認定について」

討論なし。

認第5号「平成25年度葛城市学校給

食特別会計決算の認定について」

問 給食における地産地消はどのく

らい進んでいるか、また、地産地消

における目標数値は設定されている

のか。

答 地元産の野菜の使用割合は、

11%前後であるが、県内産の卵や米

等も含めると30%から40%までの数

値となる。今後も、関係団体と調整

し、安全で安心できる食品を取り入

れていきたいと考えている。また、

目標数値については、来年度の予算

編成に向けて話し合いをしながら、

ある程度の目標数値の設定をできる

ように努力していきたい。

討論なし。

認第6号「平成25年度葛城市住宅新

築資金等貸付金特別会計決算の認定

について」

質疑、討論なし。

認第7号「平成25年度葛城市霊苑事

業特別会計決算の認定について」

問 平成25年度の区画ごとの応募件

数は、また霊苑管理料の滞納件数及

び金額は。

答 応募件数の内訳については、A

区画が8件、B区画は24件、C区画

については応募がなかった。また、

霊苑管理料の滞納件数及び金額は、

平成25年度の滞納件数が36件、滞納

金額は35万9,100円で、前年度

に比べて件数は増えているが滞納金

額は減っている。

討論なし。

認第8号「平成25年度葛城市・広陵

町介護認定審査会特別会計決算の認

定について」

質疑、討論なし。

認第9号「平成25年度葛城市後期高

齢者医療保険特別会計決算の認定に

ついて」

問 普通徴収対象者人数と滞納者人

数は何人か。また、滞納者に対する

第2回臨時会報告

平成26年第2回 葛城市議会臨時会

第2回臨時会が11月7日に開催され、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、全会一致で可決されました。

また、正副議長や各委員会の委員及び監査委員など、議会の役員改選が行われました。

議会審議日程

10月31日 議会運営委員会
11月7日 臨時会本会議
〃 総務建設常任委員会

議案の主な内容と結果

条例関係

議第43号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

本条例の附則中、消防団員等に係る各種補償年金との給付の調整の規定において、法の引用条項の改正を

行うものです。

人事案件

議第44号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて
本会議で全会一致により同意

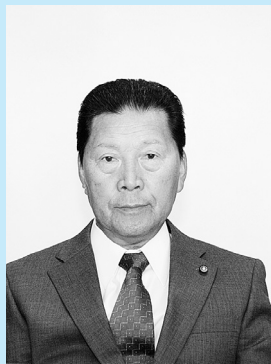
西川 弥三郎 氏（中戸）

役員改選

議長 下村 正樹
副議長 赤井 佐太郎



副議長 赤井 佐太郎



常任委員会

総務建設常任委員会

委員長 西井 覚
副委員長 西川 朗
委員 内野 悦子、岡本 吉司、吉村 優子、阿古 和彦、赤井 佐太郎、下村 正樹

厚生文教常任委員会

委員長 朝岡 佐一郎
副委員長 増田 順弘
委員 川村 優子、藤井本 浩、赤井 佐太郎、西川 弥三郎、白石 栄一

議会運営委員会

委員長 朝岡 佐一郎
副委員長 川村 優子
委員 西川 朗、西井 覚、吉村 優子、白石 栄一

議会改革特別委員会

委員長 西井 覚
副委員長 内野 悦子
委員 川村 優子、西川 朗、増田 順弘、藤井本 浩、吉村 優子、白石 栄一、西川 弥三郎

監査委員

西川 弥三郎

組合議会議員

葛城広域行政事務組合

下村 正樹、赤井 佐太郎

奈良県葛城地区清掃事務組合

下村 正樹、赤井 佐太郎、藤井本 浩、西川 弥三郎

奈良県広域消防組合

下村 正樹

議会だより編集委員会

委員長 朝岡 佐一郎
副委員長 増田 順弘
委員 内野 悦子、川村 優子、西川 朗、西井 覚、藤井本 浩

奈良県市議会議長会から表彰

このたび、全国市議会議長会に続き、奈良県市議会議長会より、議員として永年にわたって行政発展に寄与された功績から、議員在職20年以上表彰として「白石栄一議員」、議員在職15年以上表彰として「南要元議員」、「西川弥三郎議員」、議員在職10年以上表彰として「吉村優子議員」、また、正副議長2年以上表彰として、「寺田惣一元議員」が表彰され、9月議会冒頭に表彰状の伝達式が執り行われました。

受賞者各位におかれましては、ご健康に留意され、市政発展のため、これからもご尽力賜りますようお願いいたします。

おめでとうございました。



▲白石栄一議員



▲吉村優子議員

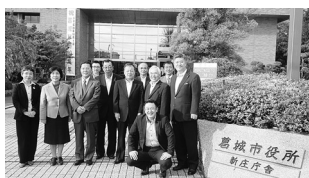


▲西川弥三郎議員

福岡県筑紫野市より 行政視察に来訪

このたび、葛城市が先進的に取り組んでいる「自治体クラウド」事業について、福岡県筑紫野市議会より、総務市民常任委員会委員6名をはじめ、行政当局を含む計8名が、10月15日に本市を視察訪問されました。

葛城市議会を代表して本事業の所管であります総務建設常任委員会正副委員長が出迎えた後、双方の各市議会の常任委員長からの挨拶で研修会が始まりました。研修会では、本市における自治体クラウドの運用状況などについて、理事者をはじめ、所管の担当課から詳細な説明を受けられた後、その取り組みに対し、筑紫野市議会側からは、活発な質疑が展開され、有意義な意見交換の場となりました。今後、本市の事業が、筑紫野市の参考となり役立てていただければ幸いに思います。



市制10周年記念式典に参加

このたび、市制10周年記念行事として記念式典が開催され、議員各位

も参加させて頂きました。当日は県内外から市町村長をはじめ、多数の来賓、関係者にご列席をいただき、本市大鼓連盟による祝太鼓で開幕した後、10年の歴史を辿るビデオ映像では、二町合併から新市が築きあげてきた物語を振り返り、節目の10周年をそれぞれの立場で思い返すよい機会となりました。主催者である市長の式辞の後、



議会を代表して挨拶に立った議長は、「このように記念すべき日を迎えられたのも、市民皆様の弛まざるご尽力の賜物であり、感謝いたします。」と述べ、また「合併は、これからの10年後、50年後の将来を見据え、次の時代の方々が快適に安心して暮らせるまちづくりに資するために合併という地方自治の一大改革を、自らの意思で決断しました。今後市民の皆様が安心して暮らすことの出来る、また住んで幸せと感じることのできる葛城市を次の世代に残していけるように全力で取り組んでまいります。」と言葉を結びました。

議会と致しましても、本市の限らない発展のためにこれからも議論してまいります。

編集後記

街並みの鮮やかなイルミネーションの灯りに、気忙しさも少し忘れて立ち止まり、ほっとひと息の十二月。議会では、九日より十二月定例会が始まります。主権者である市民皆様の負託に応えるため、市政施策を活発に審議してまいります。

是非とも多くの市民皆様の傍聴をお待ちしております。

(十一月七日の臨時議会において、役員改選(役割分担の変更)を行いました。議会だより編集委員も、次号より新メンバーとなります。)

議会だより編集委員会

委員長	阿古 和彦
副委員長	朝岡佐一郎
委員	川村 優子
〃	増田 順弘
〃	吉村 優子
〃	白石 栄一

◇次号の議会だより(3月1日発行予定)は、12月定例会の概要などをお知らせします。